

## 舗装業者工事施工能力審査申請書チェックリスト

- 受付期間は、令和6年8月1日から令和6年8月13日までです。
- 審査基準日は、令和5年12月1日です。

### 全般

- 令和6年度・令和7年度 岡山県建設工事入札参加資格審査申請書（第1回受付）の写しが添付されているかどうか。

### 様式1 申請書

- 申請日を記載しているか。
- 県民局名は、「備前」「備中」「美作」のいずれかを選択（丸囲い）したか。
- 所在地は入札参加資格審査申請書と一致しているか。
- 商号は入札参加資格審査申請書と一致しているか。
- 代表者氏名は入札参加資格審査申請書と一致しているか。 ※押印は不要。
- 許可番号は入札参加資格審査申請書と一致しているか。（許可番号の許可者（大臣・知事）を選択（丸囲い）し、番号が6桁表記となっているか。）
- 許可番号が変わっている場合は、建設業許可の変更手続きがわかる書類が添付されているか。
- 職員の人数及び機械の台数欄は全て数字が記入されているか。ない場合は「0」を記入しているか。
- 様式2に記載されている職員数と一致しているか。
- 様式3に記載されている機械台数と一致しているか。

### 様式2 職員調書（主任技術者、オペレーター、舗装施工管理技術者）

- 主任技術者とオペレーターを兼務していないか。
- 職員調書と確認資料の名前の整合がとれているか。
- 入社年月日は審査基準日以前であるか。
- 常勤職員確認資料として、会社名が記された健康保険証（社会保険）の写しを添付する場合、入社年月日欄は保険証の資格取得年月日の記入としたか。
- 記載されている職員について常勤職員であることが確認できる資料が添付されているか。（資料は、いずれか1つ（一式）の添付となっているか。）
- 資料に給与額（標準報酬月額）が記載されているものは、金額を消しているか。また提出資料に記載されている、今回申請対象者以外の情報も消しているか。
- 記載されている職員について主任技術者の資格が確認できる資料が添付されているか。（資格者証はいずれか1つとし、裏面も添付したか。）
- 記載されている職員についてオペレーターの資格が確認できる資料が添付されているか。（大型特殊免許証+資格者証は1つとし、いずれも裏面も添付したか。）
- 記載されている職員について舗装施工管理技術者の資格が確認できる資料が添付されているか。
- 資格者証等の有効期限は審査基準日及び申請日を含んでいるか。
- 複数の資格がある場合であっても、資格者証等の添付は1つとしているか。

## 様式3 機械調書

### 共通

- 自動車登録番号、メーカー名、型式、車台番号は、車検証（車検証がない機種のアスファルトフィニッシャーは「機械プレート」）及び様式4と標記が整合しているか。

### アスファルトフィニッシャー

- 舗装幅（伸縮式最大）2.4 m以上が確認できる写真が添付されているか。
- 車検を受けている場合、車検証の使用者欄が申請者となっているか。  
※リースの場合でも車検証の使用者欄は申請者である必要がある。
- 自社所有で車検を受けている場合、車検証の所有者欄が申請者となっているか。  
※所有者欄が他者の場合には、自社保有が確認できる資料を添付しているか。
- 車検証がない場合、固定資産課税台帳、譲渡証明書等で自社所有を確認できるか。
- リースの場合、審査基準日を含んだ1年以上の専属リース契約が確認できるか。
- 車検証は審査基準日及び申請日で有効であるか。

### マカダムローラー

- 全輪駆動10 t以上が確認できる資料が添付されているか。
- 水バラストにより10 t以上とする場合、注入口が確認できる写真を添付したか。
- 振動マカダムローラーの場合、全輪駆動10 t以上と同等以上の転圧能力が有ることを証明する線圧証明書等を添付したか。
- 車検証の使用者欄が申請者となっているか。  
※リースの場合でも車検証の使用者欄は申請者である必要がある。
- 自社所有の場合、車検証の所有者欄が申請者となっているか。  
※所有者欄が他者の場合には、自社保有が確認できる資料を添付しているか。
- リースの場合、審査基準日を含んだ1年以上の専属リース契約が確認できるか。
- 車検証は審査基準日及び申請日で有効であるか。

### タイヤローラー

- 8 t以上が確認できる資料が添付されているか。
- 車検証の使用者欄が申請者となっているか。  
※リースの場合でも車検証の使用者欄は申請者である必要がある。
- 自社所有の場合、車検証の所有者欄が申請者となっているか。  
※所有者欄が他者の場合には、自社保有が確認できる資料を添付しているか。
- リースの場合、審査基準日を含んだ1年以上の専属リース契約が確認できるか。
- 車検証は審査基準日及び申請日で有効であるか。

### モーターグレーダー

- ブレード幅3.1 m級以上が確認できる写真が添付されているか。
- 車検証の使用者欄が申請者となっているか。  
※リースの場合でも車検証の使用者欄は申請者である必要がある。
- 自社所有の場合、車検証の所有者欄が申請者となっているか。  
※所有者欄が他者の場合には、自社保有が確認できる資料を添付しているか。
- リースの場合、審査基準日を含んだ1年以上の専属リース契約が確認できるか。
- 車検証は審査基準日及び申請日で有効であるか。

#### 様式4 機械調書（写真）

- 必要な機械の写真が添付されているか。
- 撮影年月日は申請日の6ヶ月以内のものか。
- 写真が必要な機械は、登録番号（ナンバープレート）を確認できる写真が貼付されているか。
- アスファルトフィニッシャーで車検証がない機械は、車台番号（機械プレート）を確認できる写真が貼付されているか。

#### 綴じ方等について

- 要領に記載された順序に従って書類が整理されているか。
- 提出書類は、紙ファイル又は綴り紐、ホッチキス等で左側を綴じているか。